

●香川県告示第92号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺港	観音寺2	<p>1 指定場所 観音寺市風瀬町22番から 観音寺市風瀬町22番まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点12までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点2を結んだ線、及び補助点2と基点12を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。）</p> <p>基準点 四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）</p> <p>基点1 基準点から186度23分39秒、1364.82メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点2 基点1から295度35分46秒、38.27メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点3 基点2から295度58分39秒、21.80メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点4 基点3から342度25分25秒、6.06メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点5 基点4から294度27分00秒、108.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点6 基点5から345度44分35秒、7.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点7 基点6から317度51分45秒、9.37メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点8 基点7から294度26分56秒、31.78メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点9 基点8から253度51分45秒、2.13メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点10 基点9から294度27分00秒、53.99メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点11 基点10から333度05分56秒、2.14メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p> <p>基点12 基点11から294度27分01秒、28.15メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭</p>

		補助点1 基点1から173度46分45秒、54.76メートルの点
		補助点2 基点12から204度27分00秒、62.61メートルの点